

第72回 定時株主総会 招集ご通知



日本基礎技術株式会社
Japan Foundation Engineering Co., Ltd.

日時

令和7年6月27日（金曜日）
午前10時

場所

大阪市北区天満一丁目9番14号
当社5階会議室

ご来場の際は、末尾記載の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

■ 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役5名選任の件

議決権行使期限

株主総会当日にご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、
令和7年6月26日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。

証券コード1914
令和7年6月10日

株 主 各 位

大阪市北区天満一丁目9番14号
日本基礎技術株式会社
取締役社長 中 原 巖

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わりありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに「第72回定時株主総会招集ご通知及び株主総会資料」として電子提供措置事項を掲載しております。いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.jafec.co.jp/investment/kessan.php>



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、
ご確認くださいませようお願い申し上げます。）

書面による議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和7年6月26日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和7年6月27日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪市北区天満一丁目9番14号
当社5階 会議室

3. 目的事項
報告事項

1. 第72期（自令和6年4月1日至令和7年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第72期（自令和6年4月1日至令和7年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結注記表
 - ・個別注記表
 - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

事業報告

(自 令和 6 年 4 月 1 日)
(至 令和 7 年 3 月 31 日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、緩やかに回復してまいりました。一方、米国の通商政策の影響や物価上昇の継続などにより、景気の先行きは不透明な状況になっております。

この間、国内建設業界においては、国土強靱化の基本方針に沿った施策が進められ、関連する公共投資は底堅く推移したものの、建設資材価格や労務費の高騰に加え、建設業従事者の高齢化と人材確保の問題などにより、業界を取り巻く環境は、厳しい状況が続きました。

かかる中、当社グループは、中期経営計画(2023年度～2025年度)に基づき、具体的施策①「技術の伝承と生産性向上」、②「社内業務・社内システムの見直しによる働き方改革の推進」に、全社を挙げて取り組んでいます。

その結果、当連結会計年度の業績の具体的内容は次のとおりとなりました。

① 受注

国内においては、着工時期の先送りや受注競争の激化等により、厳しい結果となりました。一方、米国現地法人においては、前期受注した大型案件であるLNG精製プラント基地地盤改良工事の反動により、前期実績を大きく下回ったものの、ダム補強工事などの受注により、全体としては計画を上回ることができました。

その結果、国内・海外の受注高合計は、前年同期比51億62百万円(15.7%)減の277億72百万円となりました。

その主な内容は、「法面保護工事」が38億20百万円(前年同期比15.5%増)、「アンカー工事」が14億67百万円(同17.1%減)、「重機工事」が128億97百万円(同31.7%減)、「注入工事」が33億52百万円(同12.2%減)であります。

② 売上

受注高の減少に伴い、国内は厳しい状況となりましたが、米国現地法人において、大型案件であるLNG精製プラント基地地盤改良工事が順調に進捗したことから、計画および前期実績を大きく上回りました。

その結果、売上高は全体で、前年同期比67億4百万円(28.4%)増の302億79百万円となりました。

その主な内容は、「法面保護工事」が33億3百万円(前年同期比13.3%増)、「アンカー工事」が12億53百万円(同60.4%減)、「重機工事」が168億54百万円(同88.3%増)、「注入工事」が39億39百万円(同7.0%増)となっております。

③ 利益

国内においては、一部の支店において非常に厳しい結果となりましたが、設計変更による価格転嫁、並びに竣工間近工事における原価精査による採算改善等により、工事利益率が向上し、計画を上回ることができました。一方、米国現地法人においても、大型案件であるLNG精製プラント基地地盤改良工事が順調に進捗したことから、計画および前期実績を大きく上回りました。

その結果、連結営業損益は18億91百万円の利益となりました(前年同期は10億12百万円の営業利益)、経常損益につきましては19億24百万円の利益となりました(前年同期は14億1百万円の経常利益)。親会社株主に帰属する当期純損益につきましては、14億39百万円の純利益となりました(前年同期は9億32百万円の純利益)。

なお、企業集団および当社の工種別の受注ならびに完成工事高は次のとおりであります。

(単位 百万円)

区 分	前期繰越工事高	当 期 受 注 高	当期完成工事高	次期繰越工事高
法 面 保 護 工 事	2,509 (2,509)	3,820 (3,820)	3,303 (3,303)	3,026 (3,026)
ダ ム 基 礎 工 事	105 (105)	451 (451)	514 (514)	42 (42)
ア ン カ ー 工 事	758 (758)	1,467 (1,467)	1,253 (1,253)	972 (972)
重 機 工 事	12,192 (3,812)	12,897 (4,447)	16,854 (5,380)	8,235 (2,880)
注 入 工 事	3,058 (3,058)	3,352 (3,352)	3,939 (3,939)	2,471 (2,471)
維 持 修 繕 工 事	203 (203)	548 (548)	564 (564)	188 (188)
環 境 保 全 工 事	241 (241)	1,317 (1,317)	925 (925)	633 (633)
そ の 他 土 木 工 事	1,156 (1,156)	2,887 (2,887)	2,000 (2,000)	2,043 (2,043)
建設コンサル・地質調査	315 (315)	1,030 (1,030)	924 (924)	421 (421)
計	20,540 (12,161)	27,772 (19,323)	30,279 (18,806)	18,033 (12,678)

(注) 下段 () は、当社単独の前期繰越工事高、当期受注高、当期完成工事高、次期繰越工事高を記載しております。

(2) 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は18億1百万円であります。

このうち主なものは、自動ボーリングマシン (ABM-10) の498百万円、地盤改良用減速機の436百万円、中層混合処理機 (Eight工法関係) の214百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当期中には、資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、公共投資は、引き続き底堅く推移することが見込まれ、民間設備投資においても、堅調な企業収益を背景に持ち直しの傾向が続くことが予測されます。一方、建設技能労働者不足が深刻化し、建設資材価格や労務費の高騰が継続するなど、業界を取り巻く環境は、厳しさを増していくものと予測されます。また、米国現地法人において、当期の連結業績に大きく貢献したLNG基地地盤改良工事の次期施工が、現時点で見込めないことから、売上高および利益が当期と比較して大きく減少する見込みです。

このような状況下、当社が策定した中期経営計画（2023年度～2025年度）に従い、グループ全体としての数値目標の達成に向け、重点施策に従って、全社を挙げて取り組んでいく所存であります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第69期	第70期	第71期	第72期
	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 4 年 3 月 31 日	自令和 4 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日	自令和 5 年 4 月 1 日 至令和 6 年 3 月 31 日	(当連結会計年度) 自令和 6 年 4 月 1 日 至令和 7 年 3 月 31 日
受 注 (百万円) 高	22,654	21,076	32,934	27,772
完 成 工 事 (百万円) 高	22,111	23,908	23,575	30,279
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	498	526	932	1,439
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	21.97	25.40	46.57	74.13
総 資 産 (百万円) 産	30,091	30,235	32,839	31,779
純 資 産 (百万円) 産	21,109	20,627	21,940	22,953

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数に基づき、自己株式数を控除して算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第69期 自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 4 年 3 月 31 日	第70期 自令和 4 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日	第71期 自令和 5 年 4 月 1 日 至令和 6 年 3 月 31 日	第72期 (当期) 自令和 6 年 4 月 1 日 至令和 7 年 3 月 31 日
受 注 (百万円) 高	21,327	18,869	21,274	19,323
完 成 工 事 (百万円) 高	20,521	21,960	19,711	18,806
当 期 純 利 益 (百万円)	557	702	989	942
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	24.60	33.87	49.41	48.53
総 資 産 (百万円)	29,444	29,989	32,391	30,754
純 資 産 (百万円)	21,139	20,897	22,298	22,500

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数に基づき、自己株式数を控除して算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
(株)オーケーソイル	百万円 26	100.0 %	建設業、建設機器、資材のリース
JAFEC USA, Inc.	百万米ドル 62	100.0 %	建設業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社、連結子会社2社、関連会社2社で構成され、法面保護工事、ダム基礎工事、アンカー工事、重機工事、注入工事、維持修繕工事、環境保全工事ならびにこれらに関連する事業を行っており、あわせて建設コンサルタントおよび地質調査を行っております。

(8) 主要な営業所

- ① 当 社
本 社 大阪市北区天満一丁目9番14号
東京本社 東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目1番12号
支 店 札幌支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、首都圏支店（渋谷区）、中部支店（名古屋市）、関西支店（大阪市）、九州支店（福岡市）
- ② 連結子会社
株式会社オーケーソイル 東京都足立区佐野二丁目20番1号
JAFEC USA, Inc. 米国カリフォルニア州サンノゼ市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
379 名	減 16 名

（注）使用人兼務取締役および臨時雇用者は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従 業 員 数			前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
技 術	事 務	計			
254 名	83 名	337 名	減 22 名	44.0 才	19.0 年

（注）使用人兼務取締役および臨時雇用者は含んでおりません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数
- 86,853,100株
- ② 発行済株式総数
- 29,346,400株
- (うち自己株式
- 10,074,894株)
- ③ 当期末株主数
- 7,809名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本基礎技術取引先持株会	2,693 千株	13.98 %
日本国土開発株式会社	1,032	5.36
株式会社りそな銀行	771	4.00
日本基礎技術従業員持株会	769	3.99
株式会社北陸銀行	746	3.87
東陽商事株式会社	684	3.55
日本生命保険相互会社	507	2.63
前川貞夫	387	2.01
三菱UFJ信託銀行株式会社	346	1.80
丸全昭和運輸株式会社	346	1.80

(注) 持株比率は、自己株式 (10,074,894株) を控除して算出しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況
- 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次の通りであります。

区分	株式の種類および数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式26,405株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (4) 取締役および監査役の報酬等の額」に記載しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(会社における地位)	(担当および重要な兼職の状況)	(氏 名)
代表取締役社長	(株式会社オーケーソイル代表取締役会長)	中原 巖
専務取締役執行役員	(営業本部担当役員兼JAFEC USA, Inc.取締役)	柏谷 英博
専務取締役執行役員	(事務管理本部長兼技術本部担当役員 兼JAFEC USA, Inc.代表取締役社長 兼株式会社オーケーソイル取締役)	田中 邦彦
取締役執行役員	(株式会社オーケーソイル代表取締役社長)	持田 裕晋
取締役		潮田 盛雄
取締役		厨川 道雄
取締役	(敷島印刷株式会社会長)	岡村 裕
監査役(常勤)		池田 昌義
監査役	(グローバル法律事務所弁護士)	相内 真一
監査役		松永 烈
監査役	(株式会社DACS代表取締役社長)	氷坂 智晶

(注)

- ① 取締役潮田盛雄、厨川道雄、岡村 裕は、社外取締役であります。
- ② 取締役厨川道雄、岡村 裕は、東京証券取引所に独立役員として届出ております。
- ③ 監査役相内真一、松永 烈、氷坂智晶は、社外監査役であります。
- ④ 監査役相内真一、松永 烈は、東京証券取引所に独立役員として届出ております。
- ⑤ 監査役氷坂智晶は、株式会社りそな銀行専務執行役員およびりそな総合研究所株式会社代表取締役社長を歴任しており、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

【参考資料：スキルマトリックス】

		企業経営	技術開発	財務会計	営業マーケティング	法務リスクマネジメント	海外事業	業界知見
取締役	中 原 巖	●	●		●	●		●
	柏 谷 英 博	●			●		●	●
	田 中 邦 彦	●	●	●	●	●	●	●
	持 田 裕 晋	●	●		●			●
	潮 田 盛 雄 (社外)	●						●
	厨 川 道 雄 (社外)		●					●
	岡 村 裕 (社外)	●		●		●		

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役潮田盛雄、厨川道雄、岡村 裕および社外監査役相内真一、松永 烈、氷坂智晶と、会社法第427条第1項ならびに当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、当社役員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を限度額5億円として令和6年6月25日に締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

	基本報酬および賞与		非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）	
取締役	7 名	19,410万円	4 名	1,571万円
監査役	4 名	3,252万円		

- (注) 1. 報酬等の額には、取締役7名に対して当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額6千万円（うち社外取締役3名210万円）が含まれております。
2. 取締役の報酬額（基本報酬および賞与）は、令和5年6月29日開催の第70回定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役の報酬額は年額4千万円以内）と決議いただいております。当該決議時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役の員数は3名）であります。
- 監査役の報酬額は、平成6年6月29日開催の第41回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。当該決議時点の監査役の員数は3名であります。
3. 令和3年6月29日開催の第68回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、当社の社外取締役を除く取締役に対して、上記2.の取締役の報酬額の範囲内で、譲渡制限付株式の付与のための金銭債権を報酬として支払う報酬額は、年額4千万円以内（ただし、新たに発行または処分する普通株式の総数は年100,000株以内）と決議いただいております。当該決議時点の対象となる取締役の員数は4名であります。
4. 上記非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

(5) 取締役および監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の概要

取締役および監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、下記の通り取締役会で決定しております。

- ① 取締役および監査役の報酬等は、株主総会で決定する報酬総額の限度額内で、業績および中長期的な企業価値を重視し、同業、同規模の他社との比較や従業員給与とのバランスに考慮して、当社役員として相応しい水準額を取締役会および監査役会間の協議により決定しております。
- ② 取締役報酬は、基本報酬、賞与、非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬と賞与を支給しております。業績連動型報酬は採用しておりません。基本報酬については、執行役員としての業務遂行状況を主な査定要素として決定するもので、〔Ⅰ〕～〔Ⅲ〕までの3ランクに分けられております。
(執行役員の資格給を基本とし、これに1.2～1.7倍までの基本報酬を設定しております。)
賞与については、執行役員としての従業員賞与と役員賞与で構成され、金額については、総額を取締役会で決議し、個別金額は代表取締役社長 中原 巖に一任としております。なお、当社の代表取締役社長は各部門を俯瞰した立場であり、一任するにふさわしいと判断しております。
非金銭報酬等については、譲渡制限付株式報酬とし、株主総会決議に基づき役位、職責等に応じて決定し、一定の時期に支給しております。
- ③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役社長が原案を策定し、独立社外取締役を含む取締役全員の意見を踏まえつつ決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、適切であると判断しております。
- ④ 当社は平成20年役員退職慰労金制度を廃止し、基本報酬と1本化する新たな株式取得型報酬を導入しました。その算定方法は、導入時の退職慰労金をベースに月額を決定したもので、取締役による株式保有の促進に資するものであります。なお、本制度は社外取締役および監査役に適用しています。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬については、上記の方針に沿って決定されたものであります。

(6) 社外取締役および社外監査役に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役岡村 裕は、敷島印刷株式会社の会長であり、当社と当社との間には、記載すべき事項はありません。

監査役相内真一は、グローバル法律事務所の弁護士であり、当社と同事務所との間には、記載すべき事項はありません。

監査役氷坂智晶は、株式会社DACsの代表取締役社長であり、当社と当社との間には、記載すべき事項はありません。

- ② 他の法人等の社外役員の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

- ③ 社外取締役および社外監査役の当事業年度中の主な活動状況

各社外役員は、定期的に開催される定例取締役会に出席し、公正な意見の表明を行いました。また、各社外監査役は、定期的に開催される監査役会に出席し、監査の方針・方法、内部統制に係る事項等他に ついて、適宜発言を行いました。

(事業年度中の取締役会、監査役会の出席状況)

区 分	取締役会（7回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 潮田盛雄	7回	100%	-回	-%
取締役 厨川道雄	7回	100%	-回	-%
取締役 岡村 裕	6回	86%	-回	-%
監査役 相内真一	6回	86%	13回	93%
監査役 松永 烈	7回	100%	14回	100%
監査役 氷坂智晶	7回	100%	13回	93%

(注) 1. 上記の他、書面決議として取締役会を4回開催しております。

2. 取締役潮田盛雄は、同業の経営者経験を通じて培った豊富な知識・見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

3. 取締役厨川道雄は、研究機関等における専門的知識・経験から、客観的な立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

4. 取締役岡村 裕は、主に出身分野である金融機関を通じて培った豊富な知識・見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

5. 監査役相内真一は、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換および重要事項の協議等を行っております。

6. 監査役松永 烈は、研究機関等における専門的知識・経験から、客観的な立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換および重要事項の協議等を行っております。

7. 監査役氷坂智晶は、主に出身分野である金融機関を通じて培った豊富な知識・見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換および重要事項の協議等を行っております。

④ 当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額

6名 4,098万円

(注) 報酬等の額には、社外取締役3名に対して当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額210万円が含まれております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

太陽有限責任監査法人

3,100万円

② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

3,100万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、次のとおりです。

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

3. 当社の在外子会社については、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているグラント・ソントンに対して、レビュー業務に基づく報酬880万円を支払っています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4)会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が令和5年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

1.処分対象

太陽有限責任監査法人

2.処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（令和6年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く）

業務改善命令（業務管理体制の改善）

処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止3ヶ月（令和6年1月1日から同年3月31日まで）

3.処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

5. 業務の適正を確保するための体制等に関する事項および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制等に関する事項

当社の「業務の適正を確保するための体制」については、次のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は企業理念、企業行動規範、企業倫理要綱、就業規則等の社内規定やコンプライアンス委員会ならびに内部通報制度を設け、法令・定款ならびに社会規範等の遵守のため全社ならびに部署ごとに真摯に取り組み、研修制度等により周知徹底し、更に監査役による監査体制の充実や内部監査の実施等により体制を確保いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役はその職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規定に従い適切にこれを作成、保存および管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は災害、事故、不祥事、コンプライアンス等各種リスクへの対応についての当社の諸規定に従い、各々の部署において、事故防止へのチェック・研修・訓練等リスクへの備えに努め、全社的な対応としては、経営会議を主体に対応する他、社長はじめ各取締役を中心に構成する「中央安全衛生委員会」「投資保全委員会」「技術委員会」「コンプライアンス委員会」「リスクマネジメント委員会」等各委員会を設け、諸リスクへの迅速かつ適切な対応を行います。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例の取締役会の他、全社的に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため経営会議を組織し毎月審議いたします。また、執行役員制度の導入により経営戦略および重要な業務執行の意思決定と日常の業務執行を区分し、業務執行機能の一層の強化と効率化を図ります。

⑤ 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は関係会社管理規定に則り、子会社よりその事業内容の定期的な報告を受け、また役職員の派遣を通じて当社グループとしての業務の適正を確保いたします。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より補助使用人の設置についての要請に応じ、員数および当該使用人の取締役からの独立性の確保を図ります。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会に出席することによる取締役からの報告に加え、必要に応じ諸会議に出席するとともに、書面等の報告を受ける体制を確保いたします。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は内部監査部門である監査室との連携、指示により実効的な監査が実施できる体制を確保いたします。また、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに情報の交換を行うなど連携を図ります。

⑨ リスクマネジメント体制の整備、運用

当社は全社的なリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、リスクマネジメント委員会を設置し、その運用において策定したリスクマネジメント基本規定に基づき、リスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的発展を確保していく体制を図ります。

また、有事の際の迅速かつ適切な対応に備え、実践可能とすることを目的とした危機管理に関する基本事項を定めた危機管理基本規定を策定し、緊急時の対応を迅速に行える体制を整備いたします。

⑩ 財務報告に係る内部統制の整備、運用

当社は財務報告に係る内部統制を適正に整備、運用および評価するために、「財務報告に係る内部統制の整備・運用規定」を内部統制関連諸規定に定めており、これに基づき、内部統制システムを適切に運用することにより財務報告の信頼性と適正性を確保いたします。

⑪ 独占禁止法遵守について

当社は会社全般の業務の遂行にあたって、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の遵守体制を徹底し、独占禁止法違反行為を未然に防止することを目的とするため、「独占禁止法遵守規定」ならびに「独占禁止法遵守マニュアル」を内部統制関連諸規定に定めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の取締役会は取締役7名で構成しており、迅速に経営判断できるよう適正人数で経営しております。取締役会は原則3ヶ月に1回開催することとし、その他必要の都度開催し、重要事項はすべて付議され業績の進捗についても議論し対策等を検討しております。また、平成12年6月より執行役員制度を導入しており、経営戦略および重要な業務執行の意思決定と日常の業務執行を区分し、業務執行機能の一層の強化を図っている他、平成14年6月より社外取締役の選任を行っており、取締役の本来の機能である経営方針および重要な業務執行の意思決定と取締役会の業務執行に対する監督を行うことに注力しております。なお、取締役会を補佐する審議機関として、各本部の本部長を中心に構成する経営会議を取締役会の開催されない月については必ず開催し、経営環境の変化に迅速な対応と意思決定ができる体制となっております。

当社は企業規模や事業内容から、監査役設置会社形態が最適であると判断し、監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、現在の監査役制度を採用しております。監査役会は4名で構成し、この内3名は非常勤の社外監査役であります。また、当社は会計監査人である太陽有限責任監査法人による会計監査を受けております。

6. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は反社会的勢力には、毅然として対応し一切関係を持ちません。

また、反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、これらに関係する団体・個人などを含めいかなる取引も行わないことを内部統制関連諸規定に遵守事項として定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てております。

連結貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	12,560,958	流 動 負 債	4,521,645
現 金 預 金	4,097,616	支 払 手 形	468,768
受 取 手 形	1,053,919	工 事 未 払 金	1,792,307
完 成 工 事 未 収 入 金	5,977,480	1年内返済予定の長期借入金	450,000
有 価 証 券	518,599	リ ー ス 債 務	110,454
未 成 工 事 支 出 金	686,792	未 払 法 人 税 等	199,642
材 料 貯 蔵 品	99,052	未 成 工 事 受 入 金	68,104
そ の 他 流 動 資 産	136,499	工 事 損 失 引 当 金	15,032
貸 倒 引 当 金	△9,000	完 成 工 事 補 償 引 当 金	1,000
固 定 資 産	19,218,706	賞 与 引 当 金	570,000
有 形 固 定 資 産	12,529,195	そ の 他 流 動 負 債	846,336
建 物 ・ 構 築 物	3,906,927	固 定 負 債	4,304,753
機 械 ・ 運 搬 具	3,970,762	リ ー ス 債 務	87,674
工 具 器 具 ・ 備 品	190,484	長 期 借 入 金	3,350,000
土 地	4,461,021	土地再評価に係る繰延税金負債	71,981
無 形 固 定 資 産	265,958	繰 延 税 金 負 債	769,760
投 資 そ の 他 の 資 産	6,423,551	そ の 他 固 定 負 債	25,337
投 資 有 価 証 券	5,452,850	負 債 合 計	8,826,398
関 係 会 社 株 式	12,477	純 資 産 の 部	
長 期 貸 付 金	28,349	株 主 資 本	21,154,638
破 産 更 生 債 権 等	224	資 本 金	5,907,978
長 期 前 払 費 用	1,912	資 本 剰 余 金	5,516,498
長 期 預 金	500,000	資 本 準 備 金	5,512,143
退 職 給 付 に 係 る 資 産	67,183	そ の 他 資 本 剰 余 金	4,354
保 険 積 立 金	301,308	利 益 剰 余 金	14,653,069
そ の 他 投 資 等	61,464	利 益 準 備 金	577,696
貸 倒 引 当 金	△2,218	そ の 他 利 益 剰 余 金	14,075,373
資 産 合 計	31,779,665	配 当 準 備 積 立 金	380,000
		技 術 開 発 積 立 金	260,000
		買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	174,445
		別 途 積 立 金	9,515,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,745,927
		自 己 株 式	△4,922,908
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,798,628
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,481,771
		土 地 再 評 価 差 額 金	△705,351
		為 替 換 算 調 整 勘 定	41,698
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△19,489
		純 資 産 合 計	22,953,266
		負 債 純 資 産 合 計	31,779,665

(金額については千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						配当準備 積立金	技術開発 積立金
令和 6 年 4 月 1 日残高	5,907,978	5,512,143	938	5,513,081	577,696	380,000	260,000
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—
自己株式処分差益	—	—	3,416	3,416	—	—	—
買換資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	3,416	3,416	—	—	—
令和 7 年 3 月 31 日残高	5,907,978	5,512,143	4,354	5,516,498	577,696	380,000	260,000

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株主資本合計
	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計		
	買 換 資 産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
令和6年4月1日残高	176,940	9,515,000	2,624,255	13,533,892	△4,435,355	20,519,597
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	△320,629	△320,629	—	△320,629
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,439,806	1,439,806	—	1,439,806
自己株式の取得	—	—	—	—	△500,455	△500,455
自己株式の処分	—	—	—	—	12,902	12,902
自己株式処分差益	—	—	—	—	—	3,416
買換資産圧縮積立金の取崩	△2,495	—	2,495	—	—	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	△2,495	—	1,121,672	1,119,177	△487,553	635,040
令和7年3月31日残高	174,445	9,515,000	3,745,927	14,653,069	△4,922,908	21,154,638

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
令和6年4月1日残高	2,414,267	△703,294	△319,173	29,219	1,421,018	21,940,616
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△320,629
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	1,439,806
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△500,455
自己株式の処分	—	—	—	—	—	12,902
自己株式処分差益	—	—	—	—	—	3,416
買換資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	67,503	△2,056	360,871	△48,708	377,609	377,609
連結会計年度中の変動額合計	67,503	△2,056	360,871	△48,708	377,609	1,012,650
令和7年3月31日残高	2,481,771	△705,351	41,698	△19,489	1,798,628	22,953,266

連 結 注 記 表

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

JAFEC USA, Inc.

株式会社オーケーソイル

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

関連会社 日本施設管理株式会社

株式会社オリオン計測

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない関連会社は、損益及び利益剰余金等の項目からみて、企業集団の状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

JAFEC USA, Inc.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、1月1日から連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法によっております。

材料貯蔵品

移動平均法による原価法によっております。

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。また、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 22～50年

機械装置 5～7年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別的な回収可能性を検討した必要額を計上しております。

②完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対し、過去の完成工事に係る補償額の実績を基に計上しております。

③賞 与 引 当 金

従業員賞与の支給に充てるため支給見込額を計上しております。

④工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社グループは、主な事業として「建設工事」を行っております。

工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。当該契約における履行義務の性質を考慮した結果、原価の発生が工事の進捗度を適切に表すと判断しているため、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合（インプット法）に基づいて行っております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しております。また、ごく短い工事契約については一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

6. その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(2) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異については、5年による定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。また、未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 令和4年10月28日。以下「令和4年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、令和4年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 令和4年10月28日。以下「令和4年改正適用指針」という。）第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

〔会計上の見積りに関する注記〕

一定の期間にわたり履行義務を充足したことによる収益認識

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定期間にわたり充足される履行義務による完成工事高	25,817,247千円
---------------------------	--------------

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定期間にわたり充足される履行義務の会計処理に当たり、工事収益総額、工事原価総額及び履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積る必要があります。このうち、履行義務の充足に係る進捗度の算定に利用される工事原価総額は、工事案件ごとの実行予算に基づき見積りを行っておりますが、実行予算は、天候などの自然的要因のほか、想定外の土質や地中障害物の追加発見等の施工条件に関する想定外の事象の発生による影響及び発注者による設計変更等により、工種・工期及び工事数量等の変更が生じることがあるため不確実性を伴います。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産
- | | |
|----|-----------|
| 建物 | 37,762千円 |
| 土地 | 262,885千円 |
| 計 | 300,647千円 |
- 上記担保提供資産に対応する債務はありません。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 16,198,580千円
3. 事業用土地の再評価について
- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「土地再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき算出する方法によっております。
- 再評価を行った年月日 平成14年3月31日

4. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は相殺せずに両建てで表示しております。
損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額はありません。

5. 財務制限条項

当社は、取引銀行2行とシンジケート方式によるコミットメントライン契約及びタームローン契約を締結しております。契約及び財務制限条項の内容は次のとおりであります。

シンジケート方式によるコミットメントライン契約の総額	
コミットメントライン契約の総額	5,000,000千円
借入実行残高	－千円
未実行残高	5,000,000千円

シンジケート方式によるタームローン契約
借入実行残高 3,800,000千円
上記のコミットメントライン契約及びタームローン契約の借入実行残高については、以下のとおり財務制限条項が付されております。

なお、当連結会計年度末において、財務制限条項に抵触している事実はありません。

①借入人の各年度の決算期の末日における借入人の連結及び単体の貸借対照表における純資産の部の金額が、当該決算期の直前の決算期の末日又は2024年3月に終了する決算期の末日における借入人の連結及び単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75パーセントの金額以上にそれぞれ維持すること。

②借入人の各年度にかかる連結及び単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失としないこと。

〔連結損益計算書に関する注記〕

研究開発費

一般管理費に含まれる研究開発費は、109,458千円であります。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当該連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式	29,346,400株
------	-------------
2. 当該連結会計年度の末日における自己株式の数

普通株式	10,074,894株
------	-------------
3. 当該連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
 令和6年6月27日の第71回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

(1) 配当金の総額	320,629千円
(2) 配当の原資	利益剰余金
(3) 1株当たり配当額	16円
(4) 基準日	令和6年3月31日
(5) 効力発生日	令和6年6月28日
4. 当該連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
 令和7年6月27日の第72回定時株主総会において、次のとおり決議する予定です。

(1) 配当金の総額	462,516千円
(2) 配当の原資	利益剰余金
(3) 1株当たり配当額	24円
(4) 基準日	令和7年3月31日
(5) 効力発生日	令和7年6月30日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、運転資金、設備資金については営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分については銀行借入による方針であります。

資金運用については、安全性が高く、かつ、原則、元本が毀損することのない金融商品に限定しております。

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理を行うとともに、リスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券であり、これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利変動リスク、市場価格変動リスクに晒されていますが、定期的に発行体の財務状況や債券の時価を把握しております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、自己株式購入及び運転資金の調達であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含まれておりません（(注) 参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形・完成工事未収入金、支払手形及び工事未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

資 産	連結貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券	5,627,949	5,627,949	—
負 債	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金（1年内返済予定も含む）	3,800,000	3,800,000	—

(注) 市場価格のない非上場株式（連結貸借対照表計上額343,500千円）は、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	5,015,160	—	—	5,015,160
その他	—	612,789	—	612,789
資産計	5,015,160	612,789	—	5,627,949

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定も含む）	—	3,800,000	—	3,800,000
負債計	—	3,800,000	—	3,800,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格、非上場投資信託は公表された基準価額を用いて評価しております。

上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

非上場投資信託は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額としており、レベル2の時価に分類しております。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション等（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	当期末時価
1,840,042	1,528,702

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定評価額、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

3 令和7年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は53,834千円（賃貸収益は105,129千円で主に完成工事高に、賃貸費用は51,295千円で主に完成工事原価に計上）であります。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

法面保護工事	3,303,934
ダム基礎工事	514,350
アンカー工事	1,253,750
重機工事	16,854,059
注入工事	3,939,443
維持修繕工事	564,096
環境保全工事	925,376
その他土木工事	2,000,059
建設コンサル・地質調査その他	820,976
顧客との契約から生じる収益	30,176,047
その他の収益	103,579
外部顧客への売上高	30,279,627

収益認識の時期別の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

一時点で移転される財	4,358,800
一定の期間にわたり移転される財	25,817,247
顧客との契約から生じる収益	30,176,047
その他の収益	103,579
外部顧客への売上高	30,279,627

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における当社及び連結子会社における顧客との契約から計上された売上債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりであります。なお、連結貸借対照表上、売上債権及び契約資産は「完成工事未収入金」に、契約負債は「未成工事受入金」に含めております。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,566,579
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,485,184
契約資産（期首残高）	2,685,154
契約資産（期末残高）	2,492,295
契約負債（期首残高）	105,019
契約負債（期末残高）	68,104

契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（同、減少）により生じたものであります。契約負債の増減は、主として前受金の受取（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、18,033,398千円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から5年の間で収益を認識することを見込んでおります。

〔1 株当たり情報に関する注記〕

1 株当たり純資産額

1,191円05銭

1 株当たり当期純利益

74円13銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,941,660	流 動 負 債	3,889,643
現 金 預 金	3,295,699	支 払 手 形	468,768
受 取 手 形	1,053,919	工 事 未 払 金	1,406,530
完 成 工 事 未 収 入 金	3,590,384	1年内返済予定の長期借入金	450,000
有 価 証 券	518,599	未 払 金	484,022
未 成 工 事 支 出 金	444,847	リ ー ス 債 務	47,210
材 料 貯 蔵 品	98,819	未 払 法 人 税 等	141,496
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	747,650	未 成 工 事 受 入 金	68,104
そ の 他 流 動 資 産	200,740	完 成 工 事 補 償 引 当 金	1,000
貸 倒 引 当 金	△9,000	賞 与 引 当 金	560,000
固 定 資 産	20,813,221	工 事 損 失 引 当 金	15,032
有 形 固 定 資 産	11,878,617	そ の 他 流 動 負 債	247,477
建 物 ・ 構 築 物	3,827,599	固 定 負 債	4,364,547
機 械 ・ 運 搬 具	3,735,354	長 期 借 入 金	3,350,000
工 具 器 具 ・ 備 品	190,426	リ ー ス 債 務	69,402
土 地	4,125,238	繰 延 税 金 負 債	847,942
無 形 固 定 資 産	264,456	土 地 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	71,981
投 資 そ の 他 の 資 産	8,670,147	そ の 他 固 定 負 債	25,220
投 資 有 価 証 券	5,428,216	負 債 合 計	8,254,190
関 係 会 社 株 式	946,507	純 資 産 の 部	
従 業 員 に 対 す る 長 期 貸 付 金	28,349	株 主 資 本	20,727,409
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,323,772	資 本 金	5,907,978
破 産 更 生 債 権 等	224	資 本 剰 余 金	5,516,498
長 期 前 払 費 用	1,904	資 本 準 備 金	5,512,143
長 期 預 金	500,000	そ の 他 資 本 剰 余 金	4,354
そ の 他 投 資 等	443,391	利 益 剰 余 金	14,225,840
貸 倒 引 当 金	△2,218	利 益 準 備 金	577,696
資 産 合 計	30,754,882	そ の 他 利 益 剰 余 金	13,648,144
		配 当 準 備 積 立 金	380,000
		技 術 開 発 積 立 金	260,000
		買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	174,445
		別 途 積 立 金	9,515,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,318,698
		自 己 株 式	△4,922,908
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,773,283
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,478,634
		土 地 再 評 価 差 額 金	△705,351
		純 資 産 合 計	22,500,692
		負 債 純 資 産 合 計	30,754,882

(金額については千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自 令和 6 年 4 月 1 日)
(至 令和 7 年 3 月 31 日)

売 上 高	千円	
完 成 工 事 高		18,806,172
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価		14,889,666
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益		3,916,505
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,694,588
営 業 利 益		1,221,917
営 業 外 収 益	千円	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	324,741	
保 険 解 約 返 戻 金	763	
そ の 他	55,457	380,961
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	24,430	
固 定 資 産 除 却 損	6,533	
為 替 差 損	15,668	
支 払 手 数 料	176,060	
そ の 他	24,922	247,615
経 常 利 益		1,355,263
税 引 前 当 期 純 利 益		1,355,263
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	400,595	
法 人 税 等 調 整 額	12,086	412,681
当 期 純 利 益		942,582

(金額については千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						配当準備 積立金	技術開発 積立金
令和 6 年 4 月 1 日残高	5,907,978	5,512,143	938	5,513,081	577,696	380,000	260,000
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—
自己株式処分差益	—	—	3,416	3,416	—	—	—
買換資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	3,416	3,416	—	—	—
令和 7 年 3 月 31 日残高	5,907,978	5,512,143	4,354	5,516,498	577,696	380,000	260,000

	株 主 資 本					自 己 株 式	株主資本合計
	利 益 剰 余 金						
	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計			
	買 換 資 産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
令和6年4月1日残高	176,940	9,515,000	2,694,250	13,603,887	△4,435,355	20,589,592	
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	△320,629	△320,629	—	△320,629	
当期純利益	—	—	942,582	942,582	—	942,582	
自己株式の取得	—	—	—	—	△500,455	△500,455	
自己株式の処分	—	—	—	—	12,902	12,902	
自己株式処分差益	—	—	—	—	—	3,416	
買換資産圧縮積立金の取崩	△2,495	—	2,495	—	—	—	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	
事業年度中の変動額合計	△2,495	—	624,448	621,953	△487,553	137,816	
令和7年3月31日残高	174,445	9,515,000	3,318,698	14,225,840	△4,922,908	20,727,409	

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
令和6年4月1日残高	2,412,171	△703,294	1,708,876	22,298,469
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△320,629
当期純利益	—	—	—	942,582
自己株式の取得	—	—	—	△500,455
自己株式の処分	—	—	—	12,902
自己株式処分差益	—	—	—	3,416
買換資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	66,463	△2,056	64,406	64,406
事業年度中の変動額合計	66,463	△2,056	64,406	202,223
令和7年3月31日残高	2,478,634	△705,351	1,773,283	22,500,692

個 別 注 記 表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法によっております。

材料貯蔵品

移動平均法による原価法によっております。

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。また、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 22～50年

機械装置 5～7年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別的な回収可能性を検討した必要額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対し、過去の完成工事に係る補償額の実績を基に計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため支給見込額を計上しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、5年による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産の「その他投資等」の区分に表示しております。

また、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(6) 投資損失引当金

子会社への投資に対する損失に備えるため、その財政状態等を勘案して計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主な事業として「建設工事」を行っております。

工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。当該契約における履行義務の性質を考慮した結果、原価の発生が工事の進捗度を適切に表すと判断しているため、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合（インプット法）に基づいて行っております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しております。また、ごく短い工事契約については一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

【会計方針の変更に関する注記】

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 令和4年10月28日。以下「令和4年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、令和4年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

一定の期間にわたり履行義務を充足したことによる収益認識

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

一定期間にわたり充足される履行義務による完成工事高 14,835,325千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」における記載内容と同一であります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 13,841,126千円
2. 債務保証
JAFEC USA, Inc.の以下のものに対し、次のとおり債務保証を行っております。
信用状 939,257千円
3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを含む）
 - 短期金銭債権 906,776千円
 - 長期金銭債権 1,323,772千円
 - 短期金銭債務 51,622千円
4. 財務制限条項
当社は、取引銀行2行とシンジケート方式によるコミットメントライン契約及びタームローン契約を締結しております。契約及び財務制限条項の内容は次のとおりであります。

シンジケート方式によるコミットメントライン契約の総額	
コミットメントライン契約の総額	5,000,000千円
借入実行残高	－千円
未実行残高	5,000,000千円

シンジケート方式によるタームローン契約	
借入実行残高	3,800,000千円

上記のコミットメントライン契約及びタームローン契約の借入実行残高については、以下のとおり財務制限条項が付されております。

なお、当事業年度末において、財務制限条項に抵触している事実はありません。

①借入人の各年度の決算期の末日における借入人の連結及び単体の貸借対照表における純資産の部の金額が、当該決算期の直前の決算期の末日又は2024年3月に終了する決算期の末日における借入人の連結及び単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75パーセントの金額以上にそれぞれ維持すること。

②借入人の各年度にかかる連結及び単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失としないこと。

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引

営業取引高

機械レンタル収入

1,156,145千円

仕入高

266,200千円

営業取引以外の取引高

103,257千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当該事業年度の末日における自己株式の数

普通株式

10,074,894株

〔税効果会計に関する注記〕

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	3,452千円
賞与引当金	171,360千円
未払事業税	13,159千円
会員権評価損	25,276千円
投資有価証券評価損	222,088千円
関係会社株式評価損	2,040,567千円
工事損失引当金	4,599千円
減損損失	44,947千円
その他	51,646千円

繰延税金資産小計	2,577,099千円
----------	-------------

評価性引当額	△2,343,282千円
--------	--------------

繰延税金資産合計	233,816千円
----------	-----------

(繰延税金負債)

前払年金費用	△29,840千円
買換資産圧縮積立金	△80,216千円
その他有価証券評価差額金	△971,281千円
その他	△419千円

繰延税金負債合計	△1,081,759千円
----------	--------------

繰延税金資産（負債）の純額	△847,942千円
---------------	------------

2.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が令和7年3月に国会で成立し、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が適用されることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この税率の変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は30,501千円増加し、法人税等調整額（貸方）が2,797千円、その他有価証券評価差額金が27,704千円、それぞれ減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債が2,056千円増加し、土地再評価差額金が同額減少しております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	JAFEC USA, Inc.	所有 直接 100%	費用の立替 資金の援助 機械装置の賃 貸 役員の兼任 債務保証	費用の立替 立替金の回収 資金の貸付 (注1) (注2) 貸付金の回収 賃貸料受取 債務保証 (注3)	88,057 84,211 3,072,690 3,675,206 1,156,145 939,257	立替金 関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金 未収利息 未収入金 —	8,738 747,650 1,259,072 48,255 95,720 —

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

(注2) 貸付利率については、市場金利を勘案して決定しております。

なお、担保は受け入れておりません。

(注3) JAFEC USA, Inc.の信用状に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。また、取引金額は期末現在の保証残高であります。

〔収益認識に関する注記〕

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記「4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額

1,167円56銭

1株当たり当期純利益

48円53銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和7年5月23日

日本基礎技術株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 岡本 伸吾
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大好 慧
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本基礎技術株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本基礎技術株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和7年5月23日

日本基礎技術株式会社
取締役会 御中

太 陽 有 限 責 任 監 査 法 人

大阪事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 伸吾

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大好 慧

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本基礎技術株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年5月26日

日本基礎技術株式会社 監査役会

常勤監査役	池 田 昌 義 ㊞
社外監査役	相 内 真 一 ㊞
社外監査役	松 永 烈 ㊞
社外監査役	氷 坂 智 晶 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、適正な内部留保を確保しつつ財務体質の強化を考慮し、長期安定的な利益配分を基本方針とし、配当性向については、30%以上を目標に業績に連動した利益還元に努めております。

この基本方針のもと、当期業績を鑑み、第72期の期末配当金につきましては、前期末配当に比べ8円増配することとし、1株当たり24円配当といたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金24円（前年同期比8円増） 総額462,516,144円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

令和7年6月30日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役柏谷英博氏および潮田盛雄氏は、本総会終結の時をもって退任となります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	なか はら いわお 中 原 巖 (昭和26年9月16日生)	昭和56年 4 月 当社入社 平成10年 4 月 当社重機事業本部技術部長 平成12年10月 当社執行役員 平成14年 4 月 当社東京支店長 平成14年10月 当社技術本部副本部長 平成16年 4 月 当社常務執行役員 技術本部長 平成16年 6 月 当社常務取締役 平成17年 4 月 当社東京支社長 首都圏支店長 平成18年11月 当社専務取締役 平成19年 6 月 当社代表取締役社長 (現在) 平成22年 5 月 (株)オーケーソイル 代表取締役会長 (現在) 平成23年 4 月 当社技術本部担当 平成24年 2 月 当社事務管理本部担当 平成28年 4 月 当社事務管理本部担当	284,539株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	た な か く に ひ こ 田 中 邦 彦 (昭和35年11月18日生)	昭和58年 4 月 当社入社 平成14年 8 月 当社事務管理本部総務部長 平成17年 4 月 当社東京支社事務管理部長 平成20年11月 当社技術本部品質保証部長 平成22年 1 月 当社事務管理本部副本部長 平成22年 5 月 (株)オーケーソイル取締役 平成23年 4 月 当社事務管理本部長 (株)オリオン計測社外取締役 平成23年 7 月 当社執行役員 平成24年 1 月 JAFEC USA,Inc.取締役 平成25年 6 月 当社取締役執行役員 平成28年 4 月 当社首都圏支店長 平成28年10月 当社東京支社長 令和 3 年 4 月 当社社長室長 JAFEC USA,Inc. 代表取締役社長 (現在) 令和 3 年 6 月 当社常務取締役執行役員 技術本部長 事務管理本部担当役員 令和 5 年 6 月 当社事務管理本部長 (現在) 技術本部担当役員 令和 5 年12月 (株)オーケーソイル取締役 (現在) 令和 6 年 7 月 当社専務取締役執行役員 (現在)	74,101株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	もち だ ひろ ゆき 持 田 裕 晋 (昭和39年1月11日生)	昭和59年4月 当社入社 平成20年4月 当社東北支店工事部長 平成22年1月 当社技術本部統括工事部長 平成24年4月 当社首都圏支店長 平成26年10月 当社東京支社長 平成27年4月 当社執行役員 技術本部長 平成27年6月 当社取締役執行役員 (現在) JAFEC USA, Inc.取締役 平成29年4月 (株)オーケーソイル 代表取締役社長 (現在)	51,660株
4	くりや がわ みち お 厨 川 道 雄 (昭和17年8月30日生)	昭和41年4月 通産省資源環境技術総合研究所入所 平成3年3月 同公害資源研究所企画室長 平成10年3月 同資源環境技術総合研究所長 平成17年5月 (独)産業技術総合研究所研究顧問 (地圏資源環境研究部門) 平成17年6月 (株)つくば研究支援センター常務取締役 平成21年6月 当社監査役 令和元年6月 当社取締役 (現在)	47,870株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	おか むら ひろし 岡 村 裕 (昭和27年4月13日生)	昭和51年 4 月 (株)大和銀行入行 (現 (株)りそな銀行) 平成14年 3 月 同行梅田支店長 平成17年 6 月 同行専務執行役員 平成18年 6 月 同行代表取締役副社長兼執行役員 平成20年 6 月 りそな総合研究所(株)代表取締役社長 平成21年 6 月 (株)近畿大阪銀行取締役 (現 (株)関西みらい銀行) 平成23年 6 月 当社監査役 平成24年 6 月 敷島印刷(株)代表取締役社長 令和 4 年 6 月 敷島印刷(株)代表取締役会長 令和 5 年 6 月 敷島印刷(株)会長 (現在) 令和 5 年 6 月 当社取締役 (現在)	38,243株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員に関する事項 (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されずと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 厨川道雄氏は、社外取締役候補者であります。
厨川道雄氏は、東京証券取引所に独立役員として届出ております。
厨川道雄氏につきましては、研究機関等において培われた専門的な知識・経験等を踏まえ、更に当社における10年の社外監査役としての経験から、当社社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年であります。
4. 岡村 裕氏は、社外取締役候補者であります。
岡村 裕氏は、東京証券取引所に独立役員として届出ております。
岡村 裕氏につきましては、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を備えております。更に当社における社外監査役としての経験から、当社社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
5. 当社は、社外取締役が期待される役割を充分発揮できるように、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役である厨川道雄氏および岡村 裕氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。各氏の選任をご承認いただいた場合、同契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
6. 社外取締役には、定期的に開催される定例取締役会に出席し、公正な意見を表明することを期待しております。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市北区天満一丁目9番14号 当社5階 会議室
TEL 06 (6351) 5621
※ご来場に当たりサポートが必要な方は、事前にお電話でご連絡ください。

交 通 ・地下鉄谷町線、京阪電鉄「天満橋」駅 13号階段より徒歩7分
・JR東西線「大阪天満宮」駅 8番出口より徒歩10分

